

決議第1号

多田光宏議員に対する辞職勧告決議

上記の議案を別紙のとおり志木市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年4月23日

提出者 志木市議会議員 河野 芳徳

賛成者 志木市議会議員 古谷 孝

〃 〃 岩下 隆

〃 〃 阿部 竜一

〃 〃 今村 弘志

〃 〃 吉澤 富美夫

〃 〃 西川 和男

〃 〃 鈴木 潔

志木市議会議長

安藤 圭介 様

多田光宏議員に対する辞職勧告決議

令和2年4月12日執行の志木市議会議員一般選挙において、無所属で立候補した多田光宏議員が、「立憲民主党」と印刷した選挙活動用の車両を用意し、同党県連が「候補者擁立をしていない」とホームページなどで告知する異例の事態となったとの報道が令和2年4月6日になされた。

これを受け、志木市情報公開条例に基づき、同選挙の立候補届に提出した同議員分の選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ、選挙公報掲載文原稿を情報公開請求したところ、各文書が公開された。

選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラとは、選挙運動のためのポスターやビラとして用いられるものである。また、選挙公報掲載文は、新聞折り込みや公共施設等において、選挙期間中に配布される予定であった選挙公報の原稿である。

いずれの文書も「立憲民主党」及び The Constitutional Democratic Party of Japan と記載された国政政党である立憲民主党のロゴと極めて類似したロゴが用いられている。また、同党のキャッチフレーズである「まっとうな政治」との記載がなされている。さらに、選挙公報掲載文の原稿には、立憲民主党「公認」とも記載されていた。

同議員は、国政政党ではなく、政治団体として総務省に確認したところ「希望の党」、「国民民主党」、「NHKから国民を守る党」と並んで「立憲民主党」も含めて4つの政治団体を、自身を代表者としてその他の政治団体として届け出をしていた。「希望の党」に関しては本年3月に解散したとのこと。同議員自身が代表をつとめる政治団体名を記載し、また、公認と表記することが直ちに違法とは言えないものの、国政政党である立憲民主党と有権者が誤解をし、投票することも否定できず、選挙の公正を害する可能性がある。そして、これに対する多くの市民からは、市民を欺き当選しようとしたもの、志木市を任せる議員としてふさわしくないという声が多く寄せられている。

同議員の行為は、公人としての信用を失墜させ、市民への裏切り行為であることは明白であり、議会の品位を落としたものと言わざるを得ない。

以上のことから、事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により市議会議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和2年4月23日

志木市議会